

平成24年度 第5回社会教育委員の会議

日 時：平成25年1月8日（火）

15：00～17：00

場 所：北館4階 教育委員会室

1 開会

2 議題

（1）阪神南地区社会教育委員協議会研修会（伊丹市立図書館「ことば蔵」見学及び各市事例発表研修会）の報告について

（2）社会教育関係団体の新規登録について

3 その他

（1）平成24年度優れた「地域による学校支援活」推進にかかる文部科学大臣表彰受賞について（S m i l eねっと）

（2）阪神北地区社会教育委員協議会研修会について

日時：平成25年2月14日（木）14：00～16：00

場所：宝塚市 男女共同参画センター

講師：神戸大学大学院 伊藤 篤 教授

＜次回日程＞

平成25年3月12日（火） 15：00～17：00 教育委員会室

4 閉会

平成24年度 芦屋市社会教育関係団体登録数(案)

平成24年12月申請団体の登録期間：平成25年3月1日～平成27年8月31日

区分	分類	平成24年9月1日現在	登録削除団体数 (平成24年12月25日現在)	平成24年12月申請数	計
1	P T A	2	0	0	2
2	青 少 年	19	0	0	19
3	ス ポ 一 ツ	118	0	4	122
4	芸 術	30	0	0	30
5	芸 能 ・ 音 楽	49	0	0	49
6	教 養 ・ 学 習	68	1	1	68
7	コ ミ ス ク	10	0	0	10
8	そ の 他	24	2	2	24
	合 計	320	3	7	324
	総 団 体 数	320	317	324	324

平成24年度 芦屋市社会教育関係団体登録申請団体一覧（12月申請分）

No.	分類	登録No.	創立年月	代表者名	会員数(人)	会費	入会金	経理機構	会則	活動内容
	団体名	住所	市内 市外		(円)	(円)	地域還元	施行年月日	会の目的	
1	スポーツ	H15. 5 ヤングママーズ	鬼塚 紀子 市内	19 0	400円／参加	0	有 有	有 平成15年5月1日	ソフトバレーボール ソフトバレーを通じ地域との交流を図り、会員相互の親睦、健康の向上、ストレス解消などを目的とする。	
2	スポーツ	H15. 4 リズム体操	三宅かずを 市内	11 0	1,250円／月	0	有 有	有 平成18年3月1日	リズム体操 会員と地域の方々の健康と親睦を図り、楽しくすることを目的とする。	
3	スポーツ	S59. 2 芦屋還暦野球クラブ	村山 梨絵 市内	16 4	3,000円／月	0	有 有	有 昭和61年2月9日	60歳（前後）以上の人で行う全国組織の還暦軟式野球チームの一つで、芦屋市を拠点として活動している。 60歳（前後）以上の野球爱好者をもって組織し、民主的な運営により、野球によって会員の体力、気力の維持、増進を図ると共に、相互の親睦と地域交流を目指す	
4	スポーツ	H20. 4 ASHIYA Futsal Club patan	米澤 量登 市内	25 2	6,000円／月 12,000円／年	20,000 円	有 有	有 平成20年4月1日	フットサルの練習、（兵庫県）公式リーグへの参戦、地域活動への積極的参加 フットサル、その他活動を通じて、豊かな人間関係・地域関係を生み出す。	
5	その他	H23. 10 芦屋学研究会	神木 哲男 市内	51 24	3,000円／年	0	有 有	有 平成23年10月1日	芦屋を中心とする六甲山南東麓地域の地域学研究室 芦屋を中心とする六甲山南東麓地域の地域学研究室により、市民の地域への愛着を深め、市民の生涯学習と地域文化の発展に寄与する	
6	その他	H20. 4 ベビママスウィング	中西 美江子 市内	15 0	1,300円／月	0	有 有	有 平成20年4月1日	自力整体とベビーマッサージ 自力整体を通じて、会員の健康を図り、又、ベビーマッサージを通じて子育て支援を図り、地域との交流を推進する。	
7	教養・学習	S60. 12 芦屋星を観る会	大沢 朝彦 市内	19 0	500円／月	0	有 有	有 昭和61年4月1日	天文に関する知識の習得ならびに天体観測 天体観測並びに天文に関する知識の習得を通じ会員の知欲の向上を図るとともに地域の交流を推進していく	

芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の目的)

第2条 この登録は、社会教育活動を活発にするための援助及び資料収集を目的として行う。

(登録の要件)

第3条 登録に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (2) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。
- (3) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。
- (4) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動を行わない団体であること。
- (5) 特定の宗教を支持し、教派、宗派又は教団を支援する宗教活動を行わない団体であること。
- (6) 団体活動が、組織的かつ計画的に過去1年以上継続しており、将来も継続できる団体であること。ただし、その団体が、主として既登録団体によって構成される団体である場合は、この限りでない。
- (7) 組織及び活動に参加を希望するものが新たに加わることのできる団体であること。
- (8) 団体の構成員が、主として芦屋市民であり、市域を活動の拠点としている団体であること。

(登録の申請)

第4条 登録を申請しようとする団体は、登録を受け付ける年（以下「基準年」という。）に、申請書を芦屋市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、基準年以外に申請することができる。

2 基準年は、3年ごととする。

3 登録の申請期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 6月15日から6月末日まで
- (2) 12月10日から12月25日まで

(登録の承認)

第5条 登録の承認は、法令等の定めるところにより、委員会が行い、団体に承認書を交付する。

(登録の期間)

第6条 登録の承認開始日は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第3項第1号の期間に申請した場合は、申請した年の9月1日とする。
- (2) 第4条第3項第2号の期間に申請した場合は、申請した翌年の3月1日とする。

2 登録の有効期間は、次の基準年の8月31日までとする。

(登録団体の義務)

第7条 登録団体は、申請の内容に異動があつたときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 登録団体は、法令、規則等を遵守しなければならない。

(注意等と登録の取消し)

第8条 委員会は、団体の活動が、法令、規則等に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、団体又はその責任者に注意等をすることができる。

2 委員会は、団体が前項の注意等に従わないときは、その団体の登録を取り消すことができる。

3 委員会は、登録を取り消したときは、その旨団体に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(登録の申請期間に係る経過措置)

2 この規則による改正後の芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則（以下「新規則」という。）の第4条の規定にかかわらず、平成12年6月における登録の申請期間は、5月1日から5月15日までとする。

(有効期間の経過措置)

3 改正後の新規則第5条の規定にかかわらず、平成12年6月における申請の有効期間は、平成12年7月1日から平成15年8月31日までとする。

芦屋市社会教育関係団体登録申請要領

1. 芦屋市社会教育関係団体の登録制度

(1) 登録制度の目的

この登録は、芦屋市における社会教育活動を活発にするため、活動の支援や社会教育関係団体相互の情報交換を支援することを目的とします。

(2) 社会教育関係団体とは

芦屋市内には、学習会やスポーツチーム・クラブ、ボランティアサークルなど、さまざまな団体が自主的に活動しています。

学習・文化・スポーツなどの活動を通して、自己実現を図ったり、豊かな人間関係・地域関係を生み出す社会教育活動は、潤いと輝きのある地域文化・スポーツのまちづくりにつながる市民活動といえます。

このような、社会教育活動（社会教育に関する事業）を行うことを主な目的とし、教育委員会に登録をした団体を「社会教育関係団体」といいます。

*団体には会、サークル、グループ、クラブなどの呼び名も含まれます。

(3) 社会教育活動とは

社会教育活動（社会教育に関する事業）とは、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。これらの活動は、団体の会員同士だけで行われるものではなく、会員以外の人も対象に広く公開されるものです。

広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど地域に開かれた運営が求められ、これによって地域の絆が強まり、地域が活性化することが期待されます。

[活動例]

- 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など）
- 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- 文化・芸術・芸能活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

(4) このような団体は社会教育関係団体ではありません

会員によって自主的に運営されているのが社会教育関係団体であり、塾や町の各種教室のように講師（先生）が中心になって月謝をとり活動をしている団

体は、社会教育関係団体ではありません。

また、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も社会教育関係団体ではありません。

〈例〉

社会教育関係団体	私塾・文化教室
講師は全員の総意で決めます。	講師中心で縦の人間関係となります。
経理は会員の互選により係の者が行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。	個人が直接、経営者もしくは講師に月謝を支払います。経理内容は通常公開しません。
会員の総意で民主的に運営します。	私塾・文化教室の経営者もしくは講師自らが運営します。

これらを含め、次の「2. 登録の要件」を満たす団体が社会教育関係団体です。

2. 登録の要件

- 1 公（国又は地方公共団体）の支配に属さない団体であること。
- 2 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること。
 - (1) 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
 - (2) 特定の政党の利害に関する行為
 - (3) 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
 - (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援する行為
- 3 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
 - (1) 過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること。
 - (2) 組織及び活動に参加を希望する者が新たに加わることができること。
 - (3) 団体の構成人員が10人以上で、市内在住、在勤、在学の者が6割以上であること。
 - (4) 団体の主たる活動の場及び活動の本拠として事務所を芦屋市内に有すること。
 - (5) 原則として団体の代表者が芦屋市内に在住、在勤又は在学していること。
 - (6) 団体の組織及び活動のための会則（あるいは規約）を有すること。
 - (7) 団体の代表者及び役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。
 - (8) 活動のための自己財源及び団体独自の経理機構を有すること。

3. 支援内容

- ・社会教育に関する活動を行う場合、芦屋市内の決められた社会教育施設及び集会所の使用料が減免されます。
- ・団体の主催するイベント情報について、広報誌（市民のひろば欄）への掲載依頼ができます。
- ・市内の広報掲示板の使用許可を受けることができます。

4. 届出・登録方法

(1) 必要な書類

1. 芦屋市社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）
2. 事業報告書・収支決算書（様式第2号）
3. 事業計画書・収支予算書（様式第3号）
4. 会員名簿（様式第4号）
5. 社会教育活動報告書（様式第5号）
6. 会則（団体で使用のもの）
7. 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿

(2) 申請受付期間及び受け付け場所

1. 申請期間

- ①6月15日～6月末日
- ②12月10日～12月25日

※①、②ともに土日祝を除く9時～17時（昼休み12時～12時45分）

2. 受付場所

芦屋市教育委員会 生涯学習課（市役所北館4階）

(3) 承認証の交付

登録申請に基づいて承認した団体には、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を交付します。

(4) 芦屋市社会教育関係団体登録承認書の有効期限

1. 申請期間①は、申請した年の9月1日から平成24年8月31日まで
2. 申請期間②は、申請した翌年の3月1日から平成24年8月31日まで

(5) その他

登録された団体については、登録要件である団体の構成人数及び、市内在住、在勤、在学者の確認をするため、毎年4月1日現在の会員名簿を6月1日～6

月末日までに提出して下さい。

5 個人情報の取扱いについて

芦屋市個人情報保護条例に基づき、芦屋市社会教育関係団体登録申請書に記載されている個人情報については、資格審査、活動に参加を希望する市民からのお問い合わせによる団体紹介以外には利用しません。

また、芦屋市ホームページ団体掲載用原稿に記載された個人情報は本人の同意を得たうえで、ホームページ上で公開することにします。

※ 申請内容に変更があった場合は、すみやかに届出が必要となりますので、下記の手続きをしてください。なお、登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を取消させていただく場合があります。

- ①変更…団体名、団体所在地、代表者及び連絡員の変更、会則（規約）の改正があった場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を添えて届け出してください。
- ②解散…団体が解散した場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を添えて届け出してください。
- ③「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」再発行…紛失・破損した場合は、申請により再発行します。

◆申請書のダウンロード

社会教育関係団体の申請書類は芦屋市のホームページからダウンロードできます。

(トップページ→学び・楽しむ→教育→社会教育→社会教育関係団体の登録制度)

問合せ先

芦屋市教育委員会生涯学習課生涯学習担当

(〒659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所北館4階)

(TEL) 0797-38-2091 (Fax) 0797-38-2072